標　本　抽　出　方　法

母 集 団：27 都府県の市区町村に居住する満 18 歳以上の日本国籍を有する者
標 本 数：1,000 人
地 点 数：70 市区町村　70 地点
抽出方法：層化２段無作為抽出法

〔層化〕

１．27 都府県の市区町村を、都府県を単位として次の５地区に分類する。

（地区）

東北地区	＝青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県	（　６県）
関東地区	＝茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	（１都６県）
近畿地区	＝滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県	（２府４県）
四国地区	＝徳島県、香川県、愛媛県、高知県	（　４県）
南九州地区	＝熊本県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	（　４県）

２．各地区においては、さらに都市規模によって次のように 16 分類し、それぞれを第１次層として、計 32 層とした。

・大都市（各都市ごとに分類）
（東京都区部、仙台市、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、熊本市）
・人口 20 万人以上の市
・人口 10 万人以上の市
・人口 10 万人未満の市
・町村

（注）都市規模における市町村の別は、令和２年４月１日現在市制施行による。
なお、人口による都市規模の分類は、原則、住民基本台帳に基づく平成 31 年１月１日現在の人口による。

３．各地区・都市規模の層別に、さらに平成 27 年国勢調査時の調査区特性の分類基準により、次のように層化する。

層化の場合、原則として大分類番号による層化を行うが、割り当て標本数が１調査地点当たり概ね 10 に満たない場合には、近似的な特性を組み合わせ、層化分類基準に従って層化する。

（層 化 分 類 基 準 表）

層化基準		平成27年国勢調査・調査区	
層番号	区分	分類番号	分類基準
1	準世帯を含む地区 給与住宅地区	04	後置番号４（社会施設、大きな病院のある区域）、８（概ね50人以上の単身者が居住している寄宿舎・寮などのある区域）の調査区及び後置番号が４と８以外で換算世帯数中に占める給与住宅に住む一般世帯数の比が 0.5 以上の調査区又は15歳以上人口に占める15歳以上準世帯人員の比が0.5以上の調査区
2	住宅地区 （第２次産業就業者）	15	建設業の雇用者の比が0.1以上の調査区
		14	製造業の雇用者の比が0.3以上の調査区
		20	製造業の雇用者の比が0.2以上0.3未満の調査区
		21	製造業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区
3	住宅地区 （第３次産業就業者）	12	公務の就業者の比が0.1以上の調査区
		13	金融業、保険業又は不動産業、物品賃貸業の雇用者の比が0.1以上の調査区
		16	医療、福祉の雇用者の比が0.1以上の調査区
		19	電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業又は運輸業、郵便業の雇用者の比が0.1以上の調査区
		18	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業又はサービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区
		23	学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、複合サービス事業又はサービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区
		17	卸売業、小売業又は宿泊業、飲食サービス業の雇用者の比が0.2以上の調査区
		22	卸売業、小売業又は宿泊業、飲食サービス業の雇用者の比が0.1以上0.2未満の調査区
4	商工業地区	07	建設業又は製造業の業主の比が0.1以上の調査区
		08	卸売業、小売業又は宿泊業、飲食サービス業の業主の比が0.1以上の調査区
		09	情報通信業、運輸業、郵便業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、生活関連サービス業、娯楽業、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業又はサービス業の業主の比が0.1以上の調査区
5	漁業地区	05	漁業の就業者の比が0.2以上の調査区
		06	漁業の就業者の比が0.1以上0.2未満の調査区
6	農林業地区	10	農業又は林業の就業者の比が0.3以上の調査区
		11	農業又は林業の就業者の比が0.1以上0.3未満の調査区
7	その他の地区	03	後置番号が４又は８以外で、換算世帯数が15以下の調査区
		99	いずれにも属さない調査区
＊	右の調査区は使用しない	01	後置番号が５（刑務所、拘置所等のある区域）、６（自衛隊区域）、７（駐留軍区域）、９（水面調査区）の調査区
		02	後置番号が４又は８以外で、人口が０の調査区

（注）層化分類基準には、平成27年国勢調査・調査区特性分類を使用する。
調査区の特性は大分類で24分類されているが、２つ以上の分類基準に該当する調査区については、分類符号の若い方を優先し分類する。
なお、詳細については「平成27年国勢調査　調査区関係資料　利用の手引」を参照のこと。

〔標本数の配分及び調査地点数の決定〕

地区・都市規模別各層における推定母集団の大きさ（原則、住民基本台帳に基づく平成 31 年１月１日現在の 18 歳以上人口）により比例配分し、各調査地点の標本数が概ね６～18 になるように調査地点を決める。

〔抽　　出〕

１．第１次抽出単位となる調査地点として、平成 27 年国勢調査時に設定された調査区を使用する。

２．調査地点（調査区）の抽出は、調査地点が２地点以上割り当てられた層については、

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{層における平成 27 年国勢調査時の母集団人口}}{\text{層で算出された調査地点数}}$$

を算出し、等間隔抽出法によって該当人数番目の者が含まれる調査区を抽出する。また、層内での調査地点数が１地点の場合には、乱数表により無作為に抽出する。

３．抽出に際しての各層内における市区町村の配列順序は、平成 27 年国勢調査時の市区町村コードに従う。

４．調査地点における対象者の抽出は、調査地点の範囲内（町・丁目・番地等を指定）で標本となる対象者ができるように、抽出調査地点ごとに調査区抽出時に

$$\text{抽出間隔} = \frac{\text{調査地点における平成 27 年国勢調査時の母集団人口}}{\text{調査地点抽出標本数}}$$

を算出し、住民基本台帳から等間隔抽出法によって抽出する。

〔結　　果〕

以上の抽出作業の結果得られた地区別標本数・調査地点数は次のとおりである。

地区・都市規模別標本数及び地点数　　（注）（　　）内は地点数

大都市（各都市別）

東京都区部	113（ 7）
仙台市	13（ 1）
さいたま市	16（ 1）
千葉市	12（ 1）
横浜市	45（ 3）
川崎市	18（ 1）
相模原市	9（ 1）
京都市	17（ 1）
大阪市	32（ 2）
堺市	10（ 1）
神戸市	18（ 1）
熊本市	9（ 1）

都市規模／地区	大都市	人口20万人以上の市	人口10万人以上の市	人口10万人未満の市	町　村	計
東　　北	13（ 1）	28（ 2）	13（ 1）	36（ 2）	20（ 2）	110（ 8）
関　　東	213（ 14）	121（ 8）	95（ 6）	71（ 5）	23（ 2）	523（ 35）
近　　畿	77（ 5）	76（ 5）	32（ 2）	49（ 3）	14（ 1）	248（ 16）
四　　国	－	19（ 2）	6（ 1）	15（ 1）	8（ 1）	48（ 5）
南九州	9（ 1）	16（ 1）	12（ 1）	22（ 2）	12（ 1）	71（ 6）
計	312（ 21）	260（ 18）	158（ 11）	193（ 13）	77（ 7）	1,000（ 70）

うち、災害により、抽出段階で調査不能として扱った標本数及び地点数

都市規模／地区	大都市	人口20万人以上の市	人口10万人以上の市	人口10万人未満の市	町　村	計
計	0（ 0）	0（ 0）	0（ 0）	0（ 0）	0（ 0）	0（ 0）